電気通信大学保健管理センター・学生支援センター連絡会議学生支援 専門スタッフ連絡会要項

令和 3年 1月13日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学保健管理センター・学生支援センター連絡会議規程第 9条第2項の規定に基づき、学生支援専門スタッフ連絡会(以下「連絡会」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連絡会は保健管理センター並びに学生支援センター学生何でも相談室及び障害学生支援室において情報を共有し、相互に連携して支援を必要とする学生への対応を検討することを目的とする。

(構成員)

- 第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 保管管理センター所属の医師、看護師、カウンセラー
  - (2) 学生支援センター学生何でも相談室所属のカウンセラー
  - (3) 学生支援センター障害学生支援室所属のコーディネーター

(構成員以外の出席)

第4条 連絡会において必要と認めたときは、構成員以外の者を連絡会に出席させること ができる。

(事務)

第5条 連絡会に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。